

定 款

モリト株式会社

(2026年2月26日)

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当社は、モリト株式会社と称し、英文では、MORITO CO., LTD. と表示する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該子会社の事業活動を支配、管理ならびにそれに付随する業務を行うことを目的とする。

1. ハトメ、ホック、クミヒモ、ファスナー、服飾雑貨、金属雑貨、樹脂雑貨、履物付属品ならびに機械類その他の物品の販売ならびに輸出入業。
2. 衣料品、服飾品、履物、鞆、袋物の販売ならびに輸出入業。
3. 紳士服、婦人服、子供服、服飾品、靴、鞆、袋物、家庭電化製品、自動車内装品、自転車、包装資材、通信機器、文房具、サポーター、スキー・サッカー・ゴルフ・野球・陸上などのスポーツ用品ならびにその部品、付属品の製造、加工。
4. 工業所有権、ノウハウその他無体財産権の取得、企画、開発、仲介。
5. 履物の修理業。
6. 厨房機器の販売、レンタルならびに清掃。
7. 下水・配水管の浄化脱臭設備機器システムの販売、レンタルならびに清掃。
8. セキュリティ機器の部品、付属品の製造、加工、販売ならびに輸出入業。
9. 毒物、劇物の販売。
10. 医薬品、医薬部外品、衛生材料、医療用機器、介護用品、医療用具の販売ならびに輸出入業。
11. 不動産の売買、賃貸借ならびに管理業。
12. 生命保険の募集に関する業務。
13. 倉庫業。
14. 前各号に関連する一切の業務。

第 3 条 (本店所在地)

当社は、本店を大阪市に置く。

第 4 条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、8,000 万株とする。

第 7 条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第 165 条第 2 項の定めにより、取締役会決議をもって自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条（単元未満株主の権利制限）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第 10 条（単元未満株式の買増請求）

当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

- ②買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 11 条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第 12 条（株式取扱規程）

当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第 13 条 (招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

②当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第 14 条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。

第 15 条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会

第 19 条 (員数)

当会社の取締役は 8 名以内とする。

第 20 条 (選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議をもって取締役の中から、取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役の責任軽減）

当社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、取締役の責任を免除することができる。

②当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、法令の定める限度まで、取締役の責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

第 29 条 (員数)

当会社の監査役は 5 名以内とする。

第 30 条 (選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

- ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 31 条 (任期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 32 条 (補欠監査役の予選の効力)

会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の予選の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

- ②前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

第 33 条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。

第 34 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 35 条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 36 条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 37 条 (監査役の責任軽減)

当会社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、監査役の責任を免除することができる。

- ②当会社は、監査役との間で、法令の定める限度まで、監査役の責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

第 38 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの 1 年とする。

第 39 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 40 条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

③前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 41 条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②未払配当金に対しては、利息をつけないものとする。

平成 元年 2 月 27 日	改定
平成 4 年 2 月 27 日	改定
平成 6 年 2 月 25 日	改定
平成 10 年 2 月 26 日	改定
平成 12 年 2 月 25 日	改定
平成 14 年 2 月 27 日	改定
平成 15 年 2 月 27 日	改定
平成 16 年 2 月 26 日	改定
平成 18 年 2 月 24 日	改定
平成 19 年 2 月 27 日	改定
平成 21 年 2 月 26 日	改定
平成 22 年 2 月 25 日	改定
2013 年 2 月 13 日	改定
2013 年 4 月 1 日	改定
2014 年 5 月 20 日	改定
2014 年 7 月 1 日	改定
2016 年 2 月 25 日	改定
2019 年 2 月 27 日	改定
2023 年 2 月 24 日	改定
2026 年 2 月 26 日	改定